

【法務委員会】

(1) 審議概観

第129回国会において法務委員会に付託された法律案は、内閣提出6件であり、全件が成立した。また、本委員会付託の請願10種類185件のうち、1種類13件を採択した。

〔法律案の審査〕

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、判事補の員数を10人増加するとともに、裁判官以外の裁判所の職員の員数を25人増加しようとするものである。

委員会においては、適正迅速な訴訟に対する増員の効果、欠員・過員と増員との関係等について質疑を行い、全会一致で可決した。

戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案は、戸籍及び戸籍の附票に関する事務の適正迅速な処理を図るため、戸籍事務について電子情報処理組織を使用して取り扱う制度を設けるとともに、戸籍の附票について磁気ディスク等をもって調製することができるようにしようとするものである。

委員会においては、戸籍法上の姓名の意義、戸籍事務のコンピュータ化に伴う漢字の取り扱い、漢字を訂正する場合の本人意思の確認方法、市区町村に対する財政措置の必要性、プライバシー保護についての具体的方策、身分法改正の動きとの関係等について質疑を行った。

質疑を終局し、本法律案に反対する旨の討論が行われた後、多数をもって可決した。なお、既に戸籍に記載されている文字に愛着を感ずる国民感情への配慮を求めること等4項目の附帯決議を付している。

更生緊急保護法の一部を改正する法律案は、更生保護会の事業を充実強化するため、保護観察中の者に対する救護及び援護の状況を明らかにした帳簿等を更生保護会に備えつけるべきものとし、法務大臣は、更生保護会に対し、その事業に関し必要な助言、指導または勧告を行うことができるものとするとともに、国は、更生保護会に対し、その事業に要する費用につき、補助することができるようにしようとするものである。

委員会においては、更生保護と国の責任、更生保護会の職員の処遇改善、更

生保護施設の改善計画と地域社会との融和策等について質疑を行い、全会一致で可決した。なお、更生保護の法整備を含めて制度の改善、充実に努めること等3項目の附帯決議を付している。

商法及び有限会社法の一部を改正する法律案は、自己株式または自己持分の取得に係る制度をより合理的なものにするため、使用人に譲渡するための自己株式の取得及び株主総会または社員総会の決議に基づく自己株式または自己持分の消却をすることができることとするとともに、株式の譲渡につき取締役会の承認を要する会社または有限会社については株式または持分の譲渡承認請求があった場合及び株主または社員に相続があった場合に自己株式または自己持分を取得することができるようにしようとするものである。

委員会においては、自己株式取得規制の緩和の目的と効果、自己株式取得に伴う弊害の防止措置、日本商事のインサイダー取引問題、改正規定に違反した取締役の責任、現代用語化を含めた今後の課題等について質疑を行い、全会一致で可決した。

裁判官の介護休暇に関する法律案は、社会の高齢化等に対応した施策として、一般職の国家公務員について介護休暇制度を設けるのと同様の趣旨で、裁判官についても介護休暇制度を導入するための法整備をしようとするものである。

委員会においては、介護休暇中は報酬を受けないことと憲法上の報酬減額禁止規定との関係、介護休暇の内容を最高裁判所規則で定めることの是非等について質疑を行い、全会一致で可決した。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案は、外国法事務弁護士の活動に関する規制を合理化するため必要な措置を講じようとするものであり、現行の裁量の余地のない相互主義を緩和すること、承認要件の5年の職務経験期間に国内における研修弁護士としての経験を2年を限度として算入するものとする、外国法事務弁護士からの請求により登録が取り消された後の手続を合理化すること、事務所の名称中にローファームの名称を使用することを認めること、一定の要件のもとに我が国の弁護士との共同の事業を営むことを認めること等を内容とするものである。

委員会においては、改正に至る背景と規制緩和の基本的視点、外国法事務弁護士の現状、主要国の外国弁護士受入制度の概要、共同事業等の具体的内容、

今後の課題と展望等について質疑を行い、全会一致で可決した。

〔国政調査・委嘱審査〕

6月7日、中井法務大臣から所信を、原田法務大臣官房長から平成6年度法務省関係予算について、仁田最高裁判所経理局長から平成6年度裁判所関係予算についてそれぞれ説明を聴取し、同日及び6月20日、法務行政の基本施策について質疑を行った。

検察官の信頼回復のための具体的施策、出入国者数の推移、法律扶助制度の充実、死刑執行に対する大臣の姿勢、在日朝鮮人の人権擁護、ホームレス対策、刑事施設法案の今後の提出予定、JR東日本の「週刊文春」販売拒否問題等が取り上げられた。

なお、6月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成6年度法務省及び裁判所関係予算の審査を行い、司法修習生の任官拒否の理由、日航機ハイジャック事件のような緊急事件への対処、法務行政におけるバランスのとれた人員・予算の要求のあり方、フィリピンで生まれた日比混血児の日本国籍再取得及び在留資格認定上の配慮、百日裁判等公職選挙法等違反者に対する速やかな処置の実施状況、日本商事のインサイダー取引などの経済犯への対応等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成6年3月29日(火)(第1回)

理事の補欠選任を行った。

検察及び裁判の運営等に関する調査を行うことを決定した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)について、三ヶ月法務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、最高裁判所及び大蔵省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第9号)

賛成会派 自、社、新緑、公、護憲、無

反対会派 なし

○平成6年6月7日（火）（第2回）

理事の補欠選任を行った。

法務行政の基本方針に関する件について中井法務大臣から所信を聴いた。

平成6年度法務省及び裁判所関係予算に関する件について政府委員及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

法務行政の基本方針に関する件について中井法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成6年6月20日（月）（第3回）

法務行政の基本方針に関する件について中井法務大臣、政府委員、警察庁、最高裁判所及び運輸省当局に対し質疑を行った。

戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第74号）について中井法務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第74号）

賛成会派 自、社、新緑、公、無

反対会派 護憲

なお、附帯決議を行った。

更生緊急保護法の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）

裁判官の介護休暇に関する法律案（閣法第65号）（衆議院送付）

商法及び有限会社法の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第64号）（衆議院送付）

以上4案について中井法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成6年6月21日（火）（第4回）

更生緊急保護法の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）について中井法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第24号）

賛成会派 自、社、新緑、公、護憲、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

商法及び有限会社法の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）について中井法務大臣、政府委員及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

○平成6年6月22日（水）（第5回）

平成6年度一般会計予算（衆議院送付）

平成6年度特別会計予算（衆議院送付）

平成6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（裁判所所管及び法務省所管）について中井法務大臣、政府委員、最高裁判所、防衛庁、外務省、自治省及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

今回をもって本委員会における委嘱審査は終了した。

商法及び有限会社法の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）について中井法務大臣、政府委員、警察庁、運輸省及び大蔵省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第46号）

賛成会派 自、社、新緑、公、護憲、無

反対会派 なし

裁判官の介護休暇に関する法律案（閣法第65号）（衆議院送付）について中井法務大臣、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第65号）

賛成会派 自、社、新緑、公、護憲、無

反対会派 なし

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第64号）（衆議院送付）について中井法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成6年6月23日（木）（第6回）

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第64号）（衆議院送付）について中井法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第64号)

賛成会派 自、社、新緑、公、護憲、無

反対会派 なし

○平成6年6月29日(水)(第7回)

請願第2283号外12件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第122号外171件を審査した。

検察及び裁判の運営等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・ 内閣提出法律案（6件）

(注) ※は予算関係法律案

| 番号 | 件名 | 先議院 | 提出月日 | 参議院 | | | 衆議院 | | | 備考 |
|-----|--------------------------------------|-----|---------|-------------|----------------|----------------|--------------|----------------|----------------|----|
| | | | | 委員会 付託 | 委員会 議決 | 本会議 議決 | 委員会 付託 | 委員会 議決 | 本会議 議決 | |
| ※9 | 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 | 衆 | 6. 3. 8 | 6. 3. 25 | 6. 3. 29 可決 | 6. 3. 29 可決 | 6. 3. 24 | 6. 3. 25 可決 | 6. 3. 25 可決 | |
| ※24 | 更生緊急保護法の一部を改正する法律案 | 〃 | 3. 18 | 6. 6 (予) | 6. 21 可決 | 6. 22 可決 | 5. 20 | 6. 3 可決 | 6. 7 可決 | |
| 46 | 商法及び有限会社法の一部を改正する法律案 | 〃 | 4. 1 | 6. 10 | 6. 22 可決 | 6. 22 可決 | 5. 26 | 6. 10 可決 | 6. 10 可決 | |
| 64 | 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案 | 〃 | 4. 19 | 6. 14 | 6. 23 可決 | 6. 23 可決 | 5. 20 | 6. 10 可決 | 6. 14 可決 | |
| 65 | 裁判官の介護休暇に関する法律案 | 〃 | 4. 19 | 6. 8 | 6. 22 可決 | 6. 23 可決 | 5. 20 | 6. 7 可決 | 6. 8 可決 | |
| 74 | 戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案 | 参 | 5. 27 | 6. 10 | 6. 20 可決 | 6. 22 可決 | 5. 27 (予) | 6. 22 可決 | 6. 23 可決 | |

(4) 成立議案の要旨・附帯決議

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第9号）

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、裁判所職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 判事補の員数を10人増加し、632人に改める。
- 2 裁判官以外の裁判所の職員の員数を25人増加し、2万1,526人に改める。
- 3 この法律は、平成6年4月1日から施行する。

更生緊急保護法の一部を改正する法律案（閣法第24号）

【要旨】

本法律案は、更生保護会の事業を充実強化するため補助金の規定を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 更生保護会に対する監督
 - (1) 保護観察中の者に対する救護及び援護の状況を明らかにした帳簿等を更生保護会に備えつける。
 - (2) 法務大臣は、更生保護、救護及び援護の適正な実施を確保し、または更生保護会の健全な育成発達を図るため必要があると認めるときは、更生保護会に対し、その事業に関し、必要な助言、指導または勧告をすることができる。
- 2 更生保護会に対する補助

国は、更生保護会に対し、法務大臣が大蔵大臣と協議して定める基準に従い、予算の範囲内において、その事業に要する費用につき、補助することができる。
- 3 この法律は、公布の日から施行する。

〔附帯決議〕

政府は、次の諸点につき格段の努力をすべきである。

- 1 更生保護が国の責任において行われるべきものであることにかんがみ、更

生保護事業の健全な育成、発展のため、法整備を含めて制度の改善、充実に努めること。

2 更生保護事業の充実を図るため、社会福祉事業との均衡にも留意し、被保護者に対する補導援護体制の強化に努めること。

3 更生保護施設の改善については、緊急度、優先度を考慮して計画的かつ早期の実現を図ること。

右決議する。

商法及び有限会社法の一部を改正する法律案（閣法第46号）

【要旨】

本法律案は、株式制度及び有限会社の出資制度の運営の一層の適正化及び円滑化を図るため、自己株式及び自己持分の取得規制を弊害の防止のための措置を講じた上で緩和しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 商法の一部改正

- (1) 会社は、正当の理由があるときは、定時総会の決議に基づき、発行済株式総数の100分の3を限度として、使用人に譲渡するために自己株式を取得することができる。この場合には、取得した自己株式は6月以内に使用人に譲渡しなければならない。
- (2) 会社は、定時総会の決議に基づき、株式を消却するために自己株式を取得することができる。
- (3) 株式の譲渡につき取締役会の承認を要する会社は、株主から株式の譲渡承認及び買受人指定の請求があった場合において自己を買受人に指定して株式の売渡請求をするとき並びに株式の相続があった場合において相続人から株式を買い受けるときには、株主総会の決議に基づき、発行済株式総数の5分の1を限度として、自己株式を取得することができる。この場合には、取得した自己株式は相当の時期に処分しなければならない。

2 有限会社法の一部改正

- (1) 会社は、定時総会の決議に基づき、持分を消却するために自己持分を取得することができる。

(2) 会社は、社員から持分の譲渡承認及び買受人指定の請求があった場合において自己を買受人に指定して持分の売渡請求をするとき並びに社員の相続があった場合において相続人から持分を買い受けるときには、社員総会の決議に基づき、出資口数の総数の5分の1を限度として、自己持分を取得することができる。この場合には、取得した自己持分は相当の時期に処分しなければならない。

3 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第64号）

【要旨】

本法律案は、最近における弁護士業務を取り巻く国際的環境の変化及び国際的法律事件の増大にかんがみ、渉外的法律関係の一層の安定を図る等のため、外国法事務弁護士の活動に関する規制を合理化する上で必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 相手国において我が国の弁護士となる資格を有する者に対し我が国の外国弁護士受入制度による取り扱いと実質的に同等な取り扱いが行われていない場合でも、一定のときには、その外国の外国弁護士となる資格を有する者に対し外国法事務弁護士となる資格の承認をすることができる。
- 2 外国法事務弁護士となる資格の承認基準の一つである職務経験年数に関して、国内において弁護士または外国法事務弁護士に雇用されていた期間については、一定の要件のもとに、通算して2年を限度として外国弁護士としての職務経験年数に算入する。
- 3 外国法事務弁護士が自らの請求により登録の取り消しを受けた場合には、その者が登録の取り消しを受けた後6カ月以内に再度登録の請求をしないときには外国法事務弁護士となる資格の承認が失効するものとする。
- 4 外国法事務弁護士の名称中には外国法事務弁護士の氏名を用いなければならないとする現行法の規制を緩和し、一定の要件のもとには、外国法事務弁護士の事務所の名称中に外国法事務弁護士が所属する事業体の名称を使用す

ることを認める。

- 5 外国法事務弁護士は、5年以上の弁護士としての職務経験を有する弁護士とする場合に限り、訴訟代理等一定の法律事務以外の法律事務を行うことを目的とする共同の事業については、これを営むことができ、外国法事務弁護士が弁護士と共同の事業を営むときには、一定の事項を日本弁護士連合会に届け出なければならない。
- 6 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

裁判官の介護休暇に関する法律案（閣法第65号）

【要旨】

本法律案は、社会の高齢化等に対応した施策の展開を図るため、一般職の職員の例に準じ、裁判官の介護休暇に関する制度を設けようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 裁判官の介護休暇については、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の適用を受ける職員の例に準じ、最高裁判所規則で定める。
- 2 裁判官は、介護休暇中は報酬を受けない。
- 3 この法律は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の施行の日から施行する。

戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第74号）

【要旨】

本法律案は、戸籍及び戸籍の附票に関する事務の適正迅速な処理を図るため、戸籍事務について電子情報処理組織を使用して取り扱う制度を設ける等所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 法務大臣の指定する市区町村長は、戸籍事務の全部または一部を電子情報処理組織によって取り扱うことができる。この場合には、戸籍は、磁気ディスク等をもって調製し、戸籍情報の公開は、現行法における戸籍または除かれた戸籍の謄抄本にかえて、磁気ディスク等をもって調整された戸籍または除かれた戸籍に記録されている事項の全部または一部を証明した書面により

行う。

- 2 市区町村長は、戸籍の附票を磁気ディスク等をもって調製することができる。これに伴い、現行法における戸籍の附票の写しにかえて、戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類を交付する。
- 3 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔附帯決議〕

政府は、電子情報処理組織（コンピュータシステム）を用いて戸籍事務を取り扱う制度の導入に当たり、次の諸点につき格段の努力をすべきである。

- 1 氏名は個人の人格の象徴であり、人格権に係るものであることにかんがみ、戸籍事務のコンピュータ化に伴う氏名の文字の取扱いについては、事務の近代化、効率化等の観点だけではなく、すでに戸籍に記載されている文字に愛着を感じる国民の感情をも十分に考慮し、国民の理解が得られるよう、十全の配慮をすること。
- 2 戸籍事務のコンピュータ化に伴う諸経費、特にコンピュータ化への移行の経費についての市区町村の予算措置に関しては、戸籍事務が国の事務であることを踏まえ、国の責任として適切に対処すること。
- 3 プライバシー保護及びデータ保護の観点から、磁気データ化された戸籍情報の保全及び保護については、万全の対策を講ずること。
- 4 全国の市区町村間におけるコンピュータデータの交換システムについては、国民の利便に資するため、戸籍事務のコンピュータ化の進展及び動向を踏まえ、調査・研究に努めること。

右決議する。